

第13章 工事にかかる主な事務

- ◆ 給水装置工事の申込をしようとする者は、選定した工事事業者と契約を行い、管理者に申し込むものとする。
- ◆ 工事事業者は、次の1. 2に示す書類を申込者に説明のうえ作成し、その確認を得て提出すること。
- ◆ 設計、及び施工の適・不適が給水装置の維持管理に及ぼす影響がきわめて大きい場合、給水の確実性が保たれ、維持管理が経済的かつ容易であるよう特に考慮すること。
- ◆ 道路や河川などの許認可を要す工事の場合、関係官公署等と十分に協議を行うこと。また、許可が下りるまでに相応の期間を要す旨、申込者の了解を得ておくこと。
- ◆ 他人名義の家屋や土地での給水装置工事、他人名義の給水装置から分岐引用するとき、また、そのほか特別な事由がある場合は、原則としてそれぞれの権利関係者、及び利害関係者の承諾を得ること。
- ◆ 給水用具の交換とそれに伴う必要最小限の配管を行う場合は申込みを省略することができる。
- ◆ 一連の事務の流れは、別冊の「給水装置工事申込等の流れ」を参照のこと。

1. 給水装置工事申込書

- (1) 別冊の「給水装置工事申込書」を使用し、両面印刷すること。
- (2) 工事の種類は、第1章（1ページ）のとおりとし、次により申し込むこと。

工事の種類別		申込み区分		
新設工事	新設引込のみ	1つの区画・敷地に給水管を引込む場合	配水管からの分岐取出し1本につき1件	
		複数区画の団地を造成する場合	配水管から団地内道路に布設する共同管を分岐取出し、その共同管から各区画へ給水管を分岐する場合	配水管からの分岐取出し1本につき1件
			配水管から区画ごとに給水管を分岐取出しする場合	造成する団地につき1件
新設引込・給水新規開栓	集合住宅以外の場合	水道メーター1個につき1件		
	集合住宅の場合	配水管からの分岐取出し1本につき1件		
改造工事 修繕工事 撤去工事	集合住宅以外の場合	水道メーター1個につき1件 配水管からの分岐取出し1本につき1件		
	集合住宅の場合	配水管からの分岐取出し1本につき1件		

- (3) 工事場所、及び申込者の住所は、番地まで記入すること。
- (4) 申込者が法人の場合は、必ず法人印、及び代表者印を押印すること。
- (5) 次の場合は、原則として承諾者の自筆で住所・氏名を記入すること。
 - ① 他人名義の家屋に給水装置を設置する場合
 - ② 他人名義の土地に給水装置を布設する場合
 - ③ 他人名義の給水装置から分岐引用する場合
 - ④ ①～③のほか特別な事由がある場合
- (6) 特殊な事情や個人の都合による設計を行う工事の場合は、給水装置工事申込書に申込者から念書を得ること。
- (7) 工事着手予定日、及び竣工予定日を記入すること。

2. 給水装置工事設計資料・給水装置工事竣工報告書

- (1) 別冊の「給水装置工事設計資料」、「給水装置工事竣工報告書」を使用し、両面印刷すること。
- (2) 平面図には、敷地境界を一点破線で記入する。
- (3) 取出工事のある場合、平面図と立面図には、配水管の管種、口径、及び分水栓の位置を記入すること。
- (4) 改造工事の場合、平面図と立面図には、既設給水管の管種、口径を記入すること。
- (5) 給水装置工事竣工報告書には、第一止水栓のオフセットを原則として3点以上記入すること。
- (6) 取出工事の場合、給水装置工事竣工報告書の平面図には配水管の深さ、及び分岐箇所オフセットを原則として3点以上記入すること。

※特記事項等

【水道の臨時使用において必要な事務】

	解体工事 撤去工事	現場事務所の 開設
給水装置工事申込書	—	○
給水装置工事申込書(撤去用)	○	—
給水装置工事設計資料	—	○
給水装置工事竣工報告書	—	—
給水装置工事自主検査報告書 兼 竣工後工事検査申請書	—	—
給水装置工事竣工報告書(撤去用)	—	○
設計審査・検査手数料	—	○

*臨時使用

過去に給水した経歴がある場所にて配管のうえ、一定期間だけ水道を使用し、使用期間終了後に配管した給水管等を撤去するもの。